

諮問番号：令和2年度 諮問第8号

答申番号：令和2年度 答申第9号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 請求人の依頼者（以下「本件依頼者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第20条第3項第1号に掲げる者に該当する。そのことについての疎明資料は不要である。

(2) 処分庁は、本件依頼者の親族2名（以下「本件対象者」という。）に係る戸籍謄本を交付しているにもかかわらず、本件対象者に係る戸籍の附票（以下「本件附票」という。）の写しについては不交付とした。戸籍と戸籍の附票の交付に関して、同じ表現で明記されている条文の解釈を異にすることは、裁判所や法務省及び総務省の見解と異なるものであり、違法である。

2 処分庁（札幌市〇区長）の主張の要旨

(1) 本件附票の写しが必要である旨の申出に係る請求書の記載内容からは、本件附票の写しの利用の目的が明らかでないから、本件附票の写しを交付しないとした処分庁の判断は正当である。

(2) 請求人は、処分庁が本件対象者に係る戸籍謄本を交付したにもかかわらず、本件附票の写しを交付しなかったことについて違法である旨主張しているが、戸籍謄本の記載事項と戸籍の附票の記載事項は異なるものであるから、一方を交付できる場合に、必ずもう一方も交付できるという関係に立つものではない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和2年4月15日、請求人は、処分庁に対し、本件対象者のうちの1名（以下「本件対象者A」という。）に係る戸籍の附票の写しが必要である旨の申出（以下「本件申出A」という。）を行った。

イ 令和2年4月20日、請求人は、処分庁に対し、本件対象者のうち本件対象者Aではない者に係る戸籍の附票の写しが必要である旨の申出（以下「本件申出B」という。）を行った。

ウ 令和2年4月24日、処分庁は、本件申出A及び本件申出B（以下これらを「本件申出」という。）に係る「戸籍謄本・住民票の写し等請求書」の記載内容から、本件依頼者がいずれも法第20条第3項各号のいずれに該当するかが判断できないとして、本件附票の写しの利用目的をより具体的に記載した書面とともに、必要に応じて疎明資料を提出するよう依頼する旨の文書（同日付け札○戸第28号）を請求人に送付した。

これに対し、請求人からは、期限である同年5月8日までに当該書面等の提出はなかった。

エ 令和2年5月15日、処分庁は、本件附票の写しの不交付決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に対し通知した。

オ 令和2年5月28日、請求人は、本件処分に係る審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 判断

ア 本件申出に係る請求書の記載内容は、本件附票の写しの利用の目的が住基法で求められる程度には明らかに示されておらず、請求人に対し本件附票の写しの利用の目的をより具体的に記載した書面とともに、必要に応じて疎明資料を提出するよう依頼したにもかかわらず、請求人から提出がなかった以上、処分庁は、本件依頼者が本件附票の記載事項を確認する必要性を認めることができず、本件依頼者が住基法第20条第3項各号に掲げる者に該当すると判断することはできないとして本件処分を行った処分庁の判断は、社会通念上不合理であるとまではいえないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

イ 戸籍の記載事項と戸籍の附票の記載事項は異なるもので、それぞれ利用目的と記載事項の関係を個別に判断すべきものであり、その結果、異なる取扱いが

されることはあり得るものであることから、処分庁が本件対象者に係る戸籍謄本を交付したことをもって、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

6月10日	審査庁（札幌市長）が、本件請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
7月8日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
8月24日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
8月31日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和2年）

9月25日	審査庁が、本審査会に諮問
10月8日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
11月6日	第1回調査審議（令和2年度第8回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、司法書士等の特定事務受任者（住基法第12条の3第3項の特定事務受任者をいう。以下同じ。）から、受任している事件又は事務の依頼者が①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者（住基法第20条第3項第1号）、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者（同項第2号）、③①及び②のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者（同項第3号）のいずれかに該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる（同条第4項）。この申出は、特定事務受任者の受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしなくてはならないとされている（住基法第20条第5項において読み替えて準用

する住基法第 12 条の 3 第 4 項第 4 号) ほか、市町村長が必要と認めるときは、当該利用の目的に係る事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとしてされている(戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令(昭和 60 年法務省、自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項後段)。

これは、特定事務受任者の受任している事件又は事務の依頼者が前記①から③までのいずれかに該当するかどうかを市町村長が判断するために明らかにするものであり、例えば「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、戸籍の附票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要するものであり、具体的には、自己の権利を行使するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある場合は権利の発生原因及び内容並びに権利の行使のために戸籍の附票の記載事項の確認を必要とする理由を、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は戸籍の附票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせることを要するとされている(住民基本台帳事務処理要領について(昭和 42 年 10 月 4 日付け法務省民事甲第 2671 号、保発第 39 号、庁保発第 22 号、42 食糧業第 2668 号(需給)、自治振第 150 号 法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長通達。以下「事務処理要領」という。) 第 3 の 3 (1) アにより準用する第 2 の 4 (3) ①ア(7) D)。

裁判例においても、第三者による住民票の写しの交付に係る申出においては、申出者において、利用の目的を具体的に明らかにした上、自己の権利や義務があることを説明すべきことが予定されているのであって、個人のプライバシーの保護と公証制度としての意義に鑑みると、当該申出が相当と認められるためには、申出者にその主張する権利や義務があることの蓋然性が認められ、かつ、申出者が明らかにした利用の目的に照らし、当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために、当該住民票の具体的な記載事項を確認する必要性が認められなければならない(平成 28 年 9 月 27 日東京地方裁判所判決) とされているところ、第三者による戸籍の附票の写しの交付に係る申出についても、第三者による住民票の写しの交付に係る申出において明らかにすべき事項等についての各規定を準用している(住基法第 20 条第 5 項) ことから、同様に解することが相当であると考えられる。

また、住基法の規定により市町村長がする処分については、行政手続法(平成 5 年

法律第 88 号) 第 2 章及び第 3 章の規定は適用されないこととされている(住基法第 32 条)。

なお、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、市町村長が行うこととされている戸籍の附票の写しの交付に関する事務は区長が行うこととされており、区長がする処分についても行政手続法第 2 章及び第 3 章の規定は適用されないこととされている(住基法第 38 条第 2 項及び住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 31 条第 2 項)。

さらに、住基法の規定に基づき区長が行う事務は自治事務(地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務をいう。以下同じ。)とされている。

ところで、住基法については、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民票及び戸籍の附票の写しの交付について、何人も請求できるとした制度を見直し、第三者による請求については相当と認める場合に限り認めることが適当である(住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書(平成 19 年 2 月)参照)との考え方で住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 75 号)により改正されており、当該改正に係る法案について「住民票の写し等の交付制度については、個人情報保護の観点から、厳格な運用を確保すること」との衆議院総務委員会による附帯決議が付されている。

こうした住基法の改正の趣旨及び経緯や前記裁判例、事務処理要領等を踏まえると、特定事務受任者による戸籍の附票の写しが必要である旨の申出を相当と認めるかどうかについては、当該特定事務受任者が受任している事件又は事務の依頼者が住基法第 20 条第 3 項各号に掲げる者に該当するかどうか、当該写しに係る利用の目的等が明らかにされているかどうかなどの観点から総合的に判断を行うべきであり、市町村長の判断には、これらの基準に照らした一定の裁量が認められているとともに、この判断を行うに当たり、同項各号の該当性や当該利用の目的等が明らかでない場合は、市町村長において、当該特定事務受任者に対し、これらを具体的に明らかにすることを求めることができるものと解される。

そこで、本件について見ると、本件申出に係る請求書には、本件依頼者と本件附票に記載されている者との関係としてそれぞれ「姪」と、権利又は義務の発生原因及び内容として「特定事務受任による財産管理承継処分業務のため」と、権利の行使又は義務の履行のために戸籍・住民票等の記載事項の確認を必要とする理由として「財産

承継のため予備事項を含む遺言・民事信託作成」とそれぞれ記載されている。

この点、本件附票の写しは前記記載の業務を行うに当たって必ずしも必要とされるものではなく、他の公的機関等から本件附票の写しの提示又は提出を求められたこと等を客観的に裏付ける資料等が提出されているなどの事情も認められない中で、処分庁は本件附票の写しの利用の目的が明らかでないとして、文書により本件附票の写しの利用目的をより具体的に記載した書面とともに、必要に応じて疎明資料を提出するよう依頼する旨の文書を請求人に送付したものの、請求人から、期限までに当該書面等の提出はなかったということである。

以上のような事実関係において、前記の住基法の改正の趣旨及び経緯等に鑑みると、処分庁が、本件依頼者について本件附票の記載事項を確認する必要性を認めることができず、これにより本件依頼者が住基法第 20 条第 3 項各号に掲げる者であると判断することができないとして本件処分を行った処分庁の裁量判断は、これを社会通念上不合理であるとまではいえず、したがって、本件処分を違法又は不当と評価することはできないというべきである。

また、請求人は、本件対象者に係る戸籍謄本を交付しているにもかかわらず、本件附票の写しを不交付としたことについて、同じ表現で明記されている条文の解釈を異にすることは、裁判所や法務省及び総務省の見解と異なるものであり、違法である旨の主張を行っており、当該主張の根拠として、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の改正に携わった法務省の担当者が住基法は戸籍法と平仄^{ひょうそく}を合わせて改正したと述べていることを挙げている。

しかし、戸籍の記載事項と戸籍の附票の記載事項は異なることから、同じように解釈したとしても、結論が異なることはあり得るものである。また、戸籍法の規定により市町村が処理することとされている事務は、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律に特に定める第一号法定受託事務（地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号及び第 10 項並びに別表第 1 並びに戸籍法第 1 条第 2 項）であるところ、戸籍の附票の写しの交付に関する事務は前記のとおり住基法に基づく自治事務であるのであり、自治事務については、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない（地方自治法第 2 条第 13 項）とされているなど、戸籍法の規定による事務と住基法の規定による事務とは取扱いを異にするものであり、これらの解釈に差異が生じることは法令上一切許容されな

いものではない。さらに、戸籍法と住基法の解釈を異にしてはならないとする国の見解は見当たらないが、仮にそのような見解があったとしても地方公共団体の法解釈を拘束するものではなく、そのような見解に反する解釈を行ったとしても直ちに違法又は不当となるものではない。加えて、戸籍法第10条の2第1項各号と住基法第20条第3項各号の表現は同様であることが認められるが、これらの条項の各号列記以外の部分は規定の表現が異なることが認められる。したがって、いずれにしても請求人の主張は失当である。

そのほか、審査請求書及び本審査会に提出された主張書面において、理由の提示及び全国一律運用の原則違反に係る記載があるため、付言する。

前記のとおり、本件処分については理由の提示について定める行政手続法第8条を含む同法第2章の規定は適用されず、他に理由の提示を求める規定も存在しないことから、理由の提示の有無やその程度が本件処分の適否に影響を及ぼすことはないものである。

また、請求人の主張する全国一律運用の原則が具体的にどのようなものであるかは、審査請求書に明確な記載がなく本件請求においては不明であるが、前記のとおり、戸籍の附票の写しの交付に関する事務は第一号法定受託事務ではなく自治事務であり、地方公共団体が地域の特性に応じて処理することができるよう国は特に配慮しなければならないとされている自治事務に全国一律運用の原則が存在するとの主張は、地方自治法第2条第13項に反するものである上、仮に自治事務である住基法の規定による事務に全国一律運用の原則があるとしても、本件処分については、住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、本件処分の適否に影響を及ぼすことはないことから、いずれにしても請求人の主張は失当である。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。なお、請求人は行政不服審査手続について民事訴訟法（平成8年法律第109号）の適用があると主張するが、行政不服審査手続について定める一般法である行政不服審査法（平成26年法律第68号）には民事訴訟法の適用があると認めることができる規定は存在せず、請求人の主張を認めることはできない。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 林 賢 一

委員 片 桐 由 喜